

一般社団法人中央区観光協会観光おもてなしスタッフに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人中央区観光協会（以下「観光協会」という。）が中央区観光協会観光おもてなしスタッフ（以下「観光おもてなしスタッフ」という。）に関し、次の条項により必要事項を定めることを目的とする。

(種別)

第2条 観光おもてなしスタッフの種別は、次に掲げるとおりとする。

- 一 日本語観光ガイド
- 二 外国語観光ガイド
- 三 外国語観光通訳サポーター

(活動内容)

第3条 観光おもてなしスタッフは、自らが培った知識・経験や語学力等を活かし、中央区の魅力の紹介や区内を安心・快適に観光・回遊できるよう、次に掲げる活動を行うものとする。

- 一 まち歩き・舟運ツアーの観光ガイド、通訳
- 二 観光案内所等で観光情報の提供・案内、通訳

2 前項の各号に規定する活動のほか、観光協会会長が特に必要があると認めた活動を行うものとする。

(定数)

第4条 観光おもてなしスタッフの定数は、設定しないものとする。

(登録)

第5条 観光おもてなしスタッフへの登録は、第2条各号に掲げる種別ごとにするものとする。

- 一 第2条第一号に規定する日本語観光ガイドとして登録しようとする者は、募集年度の前年度に観光協会が実施した「観光検定」の合格者で、かつ募集年度に実施する観光協会が指定した「引率者ガイド育成講習」を受講した者で、観光協会会長が適当と認めた者を登録することができる。
- 二 第2条第二号に規定する外国語観光ガイドとして登録しようとする者は、募集年度の前年度に観光協会が実施した「観光検定」の合格者で、かつ募集年度に実施する観光協会が指定した「引率者ガイド育成講習」を受講した者で、観光協会会長が適当と認めた者を登録することができる。

ただし、観光協会会長が別に定める「語学に関する基準」を満たしていなければならない。

三 第2条第三号に規定する外国語観光通訳サポーターとして登録しようとする者は、募集年度に実施する観光協会が指定した「引率者ガイド育成講習」を受講した者で、観光協会会長が適当と認めた者を登録することができる。

ただし、観光協会会長が別に定める「語学に関する基準」を満たしていなければならない。

2 観光おもてなしスタッフへ登録しようとする者が第1項各号の条件を満たしている場合は、第2条各号に掲げる種別ごとに登録することができるものとする。

(登録申請)

第6条 観光おもてなしスタッフの登録申請に当たっては、別記第1号様式による観光おもてなしスタッフ登録申請書を観光協会会長に提出しなければならない。

2 観光協会会長は、前項の規定による申請書の受理後、別記第2号様式による要綱第2条の種別ごとの観光おもてなしスタッフ登録簿に記載し、登録申請者に別記第3号様式による登録証の発行交付をもって登録されたものとする。

(登録事項変更・辞退届出)

第7条 観光おもてなしスタッフは、登録内容に変更があったとき又は登録を辞退するときは、速やかに別記第4号様式による登録事項変更・辞退届を観光協会会長に提出しなければならない。

2 観光協会会長は、前項に規定する届出を受理したときは、当該届出があった事項を観光おもてなしスタッフ登録簿に記載する。

(登録期間)

第8条 観光おもてなしスタッフの登録期間は2年とする。ただし、1年を限度として登録期間を延長することができる。なお、観光協会会長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(登録の更新)

第9条 観光おもてなしスタッフの登録の更新に当たっては、3年ごとに、観光協会が指定した「引率者ガイド育成講習」を受講しなければならない。また、第2条第1号および第2号に該当する者は、登録期間中に観光協会が実施する「観光検定」に合格することが望ましい。なお、第6条第1項の規定を省略することができる。

(登録の取消し)

第10条 観光協会会長は、観光おもてなしスタッフが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- 一 政治、宗教、営利を目的とした行為があったとき。
- 二 社会的信用を失墜したとき。

三 本人から申出があったとき。

四 観光協会会長が観光おもてなしスタッフとしてふさわしくないと認めたとき。

(サービス)

第11条 観光おもてなしスタッフは、次の事項を遵守しなければならない。

一 第3条に定める活動を行ったときは、随時、口頭又はその他の方法で事務局長に報告すること。

二 業務遂行上知り得た秘密を他に漏らさないこと。観光おもてなしスタッフを退いた後も、また同様とする。なお、活動に当たっては適宜、事務局長の指揮監督を受けるものとする。

(活動費等)

第12条 観光協会は、第3条に定める活動を行うときは、その内容に応じて観光おもてなしスタッフに交通費・準備費等相当として、別に定める活動費を支払うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に、中央区観光協会特派員（以下「特派員」という。）に登録されている者で、観光協会が指定した「引率者ガイド育成講習」を受講した者は、施行日から平成30年3月31日まで登録申請することができる。

3 この要綱の施行前に、中央区観光協会が平成27年度及び平成28年度に実施した中央区観光検定に合格した者で、観光協会が指定した「引率者ガイド育成講習」を受講した者は、施行日から平成30年3月31日まで登録申請することができる。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

一般社団法人中央区観光協会観光おもてなしスタッフに関する要綱細目

一般社団法人中央区観光協会おもてなしスタッフに関する要綱(以下「要綱」という。)第13条に基づき、一般社団法人中央区観光協会観光おもてなしスタッフ(以下「観光おもてなしスタッフ」という。)に関する要綱細目を以下のとおり定めるものとする。

第1 語学

要綱第2条第二号および第三号に規定する観光ガイドは、外国語が堪能で外国の方とコミュニケーションをとることができる能力を有する者とし、年度ごとの中央区観光協会「観光おもてなしスタッフ」募集要項で定めるものとする。

第2 活動内容

要綱第3条に規定する活動内容は、年度ごとの中央区観光協会「観光おもてなしスタッフ」募集要項で定めるものとする。

第3 登録該当者

要綱第5条第1項各号に規定する観光協会会長が適当と認めた者は、順次登録該当者とする。

ただし、次に掲げる者については、観光おもてなしスタッフ登録該当者と認めない。

- 一 観光協会の役員および職員
- 二 中央区に勤務する職員および区議会議員(行政委員を含む)

第4 活動費

要綱第12条に基づく活動費の基準は以下のとおりとする。

活動内容	活動時間	基準額
まち歩きツアーの観光ガイド・通訳	・2時間から4時間まで	5,000円
	・4時間から6時間まで	8,000円
観光案内所での観光情報提供・案内、通訳	・2時間から4時間まで	3,000円
	・4時間から6時間まで	5,000円
寺社仏閣・イベントなどでの案内、通訳	・2時間から4時間まで	3,000円
	・4時間から6時間まで	5,000円

ただし、ツアーやイベントの特性により上表の活動内容と異なる場合は、別途算定する。

※確定申告はご自身で行う。

附 則

この細目は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この細目は、令和2年3月1日から施行する。